

# ミツヒロニュース



先日、横浜に行きました。平野が広がる港町だと思ったま  
いましたが、住宅街は細い坂道  
だらけで驚きました。西田文郎  
著「最幸の法則」に「他人を  
喜ばせる力」=「他喜力(たきりょく)」  
を持つと、ますます人生が幸せに、そして  
自然とツキがやってくるとありました。  
フハ、自分だけが、と、う意識が働くで  
しまいますが、お互ひを思へやる心を  
大切にしたいのです。 光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◎消費税率引上げにかかる  
経過措置
- ◎厚生年金保険料率が  
変わります
- ◎売掛金または家賃の回収は  
できていますか？
- ◎イザとういとき慌てない！  
税務調査の基礎知識(7)  
「税務調査は何年分？」
- ◎あとがき  
目指すは1万歩！

## 消費税率引上げに かかる経過措置

### (1) 消費税率引き上げる「改正消費税法」が公布

8月22日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(同69号)が公布されました。この2つの法律によつて、地方消費税を含めた消費税率は、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%へ引き上げられます。

	現行	平成26年4月1日施行	平成27年10月1日施行
消費税 ※1	4%	6.3%	7.8%
地方消費税 ※2	消費税額の100分の25 (=1%)	消費税額の63分の17 (=1.7%)	消費税額の78分の22 (=2.2%)
合計税率	5%	8%	10%

※1 消費税法29条 ※2 地方税法72条の77、72条の83

### (2) 消費税率引上げ時期の確定による『適用日』と経過措置『指定日』の認識

- ①平成26年4月1日以後 消費税率8% <適用日の6月前⇒『指定日』平成25年10月1日>
- ②平成27年10月1日以後 消費税率10% <適用日の6月前⇒『指定日』平成27年4月1日>

### (3) 指定日・適用日の機能

- ◆指定日の前日までの売買、製造納入、役務提供、工事請負等の契約の締結  
「納入、サービス提供、工事引渡し」が適用日以降となる場合でも旧税率で課税するという経過措置が設けられます。
- ◆対応事業者の対応
  - ・納入時が季節等の関係で適用日以後になるような商品売買の指定日前契約
  - ・新製品の開発等で完成引渡しが適用日以後になるような製造品納入

(次頁へつづく)

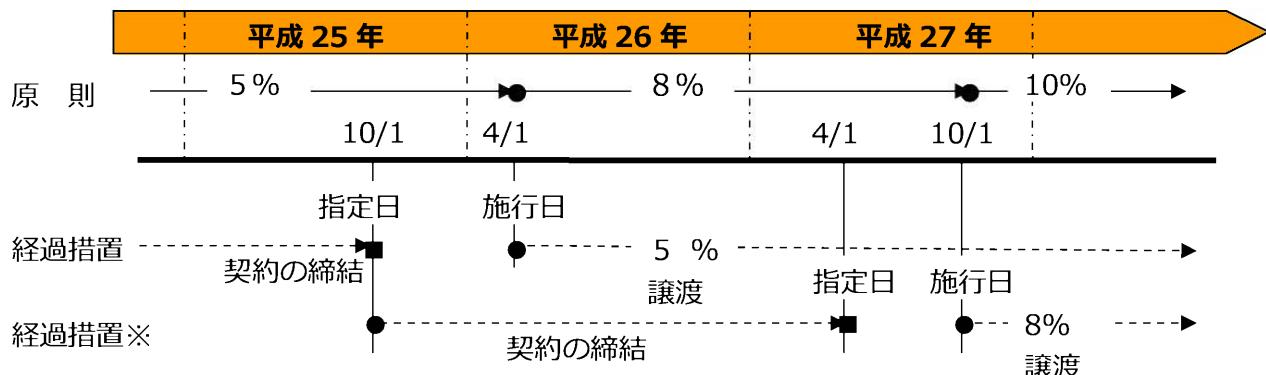
ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

- ・役務提供等が準備期間等の関係で適用日以後になるようなサービス
- ・住宅産業等のキャンペーンの早期開始＆住宅等の駆け込み取得等への対応
- ・大型建築物の工事開始、引渡等の時期が適用日以後になる建設関係の事前契約等

## (4) 対応事業

### 1) 請負工事等に関する経過措置

税率の引き上げについては、平成9年4月の引上げの際と同様の経過措置が設けられます。改正法案の附則では、事業者が、平成8年10月1日から平成25年10月1日（＝「指定日」）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約に基づき、平成26年4月1日（施行日）以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、[旧消費税法第29条](#)に規定する税率（5%）による、と規定しています。



※ 平成27年10月1日からの10%引上げに係る「平成27年指定日」は27年4月1日。25年10月1日から、27年指定日の前日27年3月31日までの間に締結された契約に基づき、27年10月1日以後に譲渡等されるものの消費税率は8%が適用されます（附則16条）。

### 2) 資産の貸付に関する経過措置

工事の請負契約等と同じように、取引の期間が長期間にわたる“資産の貸付け”についても、平成25年10月1日を「指定日」とする経過措置が設けられています。改正消費税法附則では、事業者が、平成8年10月1日から平成25年9月30日（指定日の前日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日（施行日）の前から同日（施行日）以後にわたって引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合で、その契約の内容が、次の『①及び②』、または『①及び③』に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、[旧消費税法第29条](#)に規定する税率（5%）によるとしています（附則5条④）。

指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては新税率が適用されます。

- ① 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

①と②に該当するのは通常の賃貸借契約、①と③に該当するのが、いわゆるファイナンス・リースということになります。

## (5) まとめ

来年の9月30日までに契約等を結んでおけば、引渡しが26年4月以降になったとしても5%の税率が適用されます。建物等の建設はあまりないと思いますが、リース契約で車両、コピー機等を購入される場合には早めに検討していただき、来年9月30日までに契約をおこなってください。

詳細はまだ発表されていませんが、分譲マンションや建売住宅といった売買取引であっても、内装や外装、設備などについて購入者の注文がつけられているなど、一定の場合には工事の請負に類する契約として経過措置の対象とされています。

# 平成24年9月分から厚生年金保険料率がかわります！

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっており、「平成24年9月分（同年10月納付分）から平成25年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。

※この保険料率の改定については、従業員の皆様にもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

	【現行】 (平成24年8月分まで)	【変更後】 (平成24年9月分～)
一般の被保険者	16.412%	16.766%
坑内員・船員の被保険者	16.944%	17.192%

## 厚生年金基金加入員の場合

厚生年金基金に加入する方の保険料率は、上記の一般的被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとにさだめられています。

一般の被保険者 11.766%～14.366%

坑内員・船員の被保険者 12.192%～14.792%

※免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

## 売掛金または家賃の回収は出来ていますか？

弊社グループ会社、株式会社 東京ファイナンシャルプランナーズ広島 D E P S 事業部のメンバー  
スタッフ 島本総合司法書士法人が、債権回収サポート業務を開始しましたのでご案内致します。  
是非、資金繰り改善策のひとつとしてご活用ください。

会社の売掛金や大家さんの家賃未回収の問題は、大きくなるほど回収は難しくなるばかりか資金繰りを圧迫します。そのため、早期に回収することが大切なことはわかっているのですが、未収金の回収には法的な知識を要するし、手続きも手間なので放置してしまいます。専門家に頼んでも回収に失敗すると、さらに専門家への報酬支払いのため現金が出ていきます。

そこで、島本総合司法書士法人では、着手金0円で、完全報酬型として、未収金回収サービスを用意しました。切手代や印紙代などの必要費はご負担いただくものの、報酬は判決を得たら1万円で、あとは実際の回収額の20%～35%となります。相手方が分割払いする場合、司法書士法人への報酬支払いも分割であり、相手方の支払いが止まれば報酬の支払いも止まります。但し、債権額が140万円を超える場合は司法書士は代理人となれないで、弁護士に代理回収をお願いすることになります。

このサービスを始めたばかりですが、会社と大家さんから問い合わせや依頼も増え、喜ばれています。

※債権回収サポートに関するお問い合わせは、弊社担当者へご連絡ください。

## シリーズ7. 「税務調査は何年分？」

税務調査は何年分見られるのでしょうか？

税務調査で何年分遡るのか、実はかなり曖昧な基準しかありません。

まず通常、法人と個人事業主ともに、3年分を遡って税務調査が行われます。

ですから、税務調査の事前連絡があり、帳簿や書類を準備しておくのは3年で問題ありません。

しかし、たまにイレギュラーな税務調査があります。それは5年分遡って税務調査を行うという調査官もいます。これは法律違反ではありませんから、「税務調査は通常3年だけですよね？」と言って断ることができません。ですから、「何も悪いことをしていなければ、最大でも5年分の税務調査が行われる」と覚えておけば十分です。

ここで問題になるのが、税務調査は最大7年間遡ることができます。簡単にいうと、「会社が悪いことをしていたら、7年分遡ることができる」というものです。法律ではこのように記載されています。

国税通則法第70条

5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まですることができます。

つまり、「偽りその他不正の行為」 = 「悪いことをして税金をごまかしていた」ら、税務調査は最大7年間遡ることが、法律上明記されているわけです。裏を返せば、税務調査で8年以上前に遡ることはあり得ないともいえます。

では、「偽りその他不正の行為」とは具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

列挙していけばキリがないのですが、下記に例示だけしておきます。

### 【例】

- ・領収書や請求書等の改竄（かいざん）・捏造など
- ・わざと（故意に）売上や経費の時期をズラすこと
- ・架空の人物費など

税務調査で7年遡られると、それだけで追徴税額が多額になってしまいます。

間違っても「偽りその他不正の行為」は絶対にしないことが大事です。

参考文献： ■日本年金機構HP ■税務通信 ■

## 相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、

相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？

弊社では、簡単な評価でどれくらい財産があるか

相続税がどのくらいかかるのかを

**無料**で試算しています。

詳しくは、弊社担当者または財産承継グループにお問い合わせください。

## あとがき

下田です。この秋、税理士会の企画でウォーキングコンテストが行われると知り、健康増進のため参加しています。内容は、10月、11月の2ヶ月間、毎日の歩数を記録して報告する。といった簡単なものです。しかし、仕事はデスクワーク、通勤はドア・ツー・ドアの生活で、歩くことが殆ど有りません。試しに仕事後に予定が無い日を計測した結果は8千歩。体を動かすことを意識しない限りはこの程度、と実感しました。目標は1万歩！ 楽しみながらチャレンジしたいと思います。何をするにも良い季節。あなたはどんな秋を満喫しますか？ 

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp>

